

議案第47号

幕別町立認定こども園条例

(設置)

第1条 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を提供するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園として、幕別町立認定こども園（以下「こども園」という。）を設置する。

(名称、位置、定員及び類型)

第2条 こども園の名称、位置、児童の入所定員及び類型は、次のとおりとする。

名称	位置	定員	類型
幕別認定こども園	幕別町寿町2番地5	105人	保育所型認定こども園 (法第2条第3項に規定する保育所であって、法第3条第1項の認定を受けたものをいう。)

(職員)

第3条 こども園に施設長その他必要な職員を置く。

(教育時間及び保育時間並びに休日)

第4条 こども園の教育時間及び保育時間並びに休日は、次のとおりとする。ただし、町が必要と認めるときは、臨時に教育時間及び保育時間並びに休日を変更することができる。

- (1) 教育時間 午前8時30分から午後1時00分まで
- (2) 保育時間 午前7時30分から午後6時30分まで
- (3) 休日

ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 12月29日から12月31日まで、1月2日及び1月3日

2 こども園における教育の提供は、前項第3号に掲げる休日のほか、次に掲げる日においても行わない。

- (1) 土曜日
- (2) 夏季休業日
- (3) 冬季休業日
- (4) 春季休業日

3 前項第2号から第4号までの休業日の期間は、規則で定める。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日又は法第3条第1項の規定により北海道知事の認定を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 町長は、この条例の施行の日前においても、こども園の設置に関し必要な手続その他の準備行為をすることができる。

(幕別町立幼稚園設置条例の廃止)

第3条 幕別町立幼稚園設置条例（昭和52年条例第41号）は、廃止する。

(特別職の職員で医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員で医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和53年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「保育所・幼稚園学校医師等」を「認定こども園・保育所・学校医師等」に改める。

(幕別町職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 幕別町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1級の項中「、栄養士又は教諭」を「又は栄養士」に改め、4級の項中「副主幹」の次に「、園長」を、「保育長」の次に「、副園長」を加え、「、技師長又は教諭長」を「又は技師長」に改める。

(幕別町公の施設の使用料等に関する条例の一部改正)

第6条 幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「保育所」を「認定こども園、保育所」に改める。

（幕別町学校給食センター条例の一部改正）

第7条 幕別町学校給食センター条例（平成9年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「幼稚園、小学校」を「小学校」に改める。

（幕別町立保育所条例の一部改正）

第8条 幕別町立保育所条例（平成25年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表幕別中央保育所の項を削る。

（幕別町保育料条例の一部改正）

第9条 幕別町保育料条例（平成27年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「町立保育所における認定保育時間」を「町立保育所又は町立認定こども園（以下「町立保育所等」という。）における認定教育時間又は認定保育時間」に、「保育（以下「町立保育所延長保育」を「保育（以下「町立保育所等延長保育」に、「費用（以下「町立保育所延長保育料」を「費用（以下「町立保育所等延長保育料」に、「法第19条第2号」を「法第19条第1号又は第2号」に、「該当する町立保育所」を「該当する町立保育所等」に、「町立保育所副食材料費」を「町立保育所等副食材料費」に改める。

第2条第1項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

（1）町立認定こども園 幕別町立認定こども園条例（令和5年条例第 号）第1条の規定に基づき設置した認定こども園をいう。

第3条第4項中「のうち保育所」の次に「及び認定こども園」を、「規定する保育所」の次に「及び認定こども園」を加え、「保育所保育料」を「保育所等保育料」に改める。

第4条の見出しを「（町立保育所等延長保育料）」に改め、同条第1項中「町立保育所延長保育を」を「町立保育所等延長保育を」に、「町立保育所延長保育料」を「町立保育所等延長保育料」に改め、同条第2項中「町立保育所延長保育料」を「町立保育所等延長保育料」に改める。

第5条の見出しを「(町立保育所等副食材料費)」に改め、同条第1項を次のように改める。

町長は、町立保育所等副食材料費を徴収するものとし、その額は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 1月につき3,600円。ただし、幕別町立認定こども園条例第4条第2項第2号から第4号までの休業日がある月においては、当該月の教育の提供を行う日の合計日数に180円を乗じて得た額とする。
- (2) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 1月につき4,500円

第5条第2項中「町立保育所副食材料費」を「町立保育所等副食材料費」に、「25日を基礎として日割によって計算して得た額とする」を「第1項第1号に該当する場合は20日を、第1項第2号に該当する場合は25日を基礎として日割によって計算して得た額とする」に改め、同項を第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる子どもの場合であって、教育の提供を行わない日において副食の提供を受けた場合は、その合計日数に180円を乗じて得た額を同号に掲げる額に加算するものとする。
- 3 第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる者の町立保育所等副食材料費は徴収しない。
 - (1) 満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が77,100円以下であるもの
 - (2) 小学校第3学年修了前子どもが同一世帯で3人以上いる場合において、そのうち年長の児童から順に3人目以降となる満3歳以上教育・保育給付認定子ども
- 4 第1項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる者の町立保育所等副食材料費は徴収しない。
 - (1) 満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町

村民税所得割合算額が57,700円未満（別表第1備考7に掲げる世帯に属する満3歳以上教育・保育認定子どもにあっては77,100円以下）であるもの

- (2) 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童（以下「施設利用就学前児童」という。）が同一世帯で3人以上いる場合において、そのうち年長の児童から順に3人目以降となる満3歳以上教育・保育給付認定子ども

第6条中「町立保育所延長保育料又は町立保育所副食材料費」を「町立保育所等延長保育料又は町立保育所等副食材料費」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「保育所保育料、町立保育所延長保育料及び町立保育所副食材料費」を「保育所等保育料、町立保育所等延長保育料及び町立保育所等副食材料費」に改める。

別表第2中「町立保育所延長保育料」を「町立保育所等延長保育料」に改め、備考を削る。

（幕別町子育て支援センター条例の一部改正）

第10条 幕別町子育て支援センター条例（平成13年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表幕別子育て支援センターまくべつの項中「幕別中央保育所」を「幕別認定こども園」に改める。